

特 集 II

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究（その2）

日本・中国・韓国の少子化の進展と その政策対応に関する国際比較

守 泉 理 恵

本研究は、日本・韓国・中国の少子化の進展とその要因、そして各国の少子化対策について国際比較と考察を行ったものである。合計出生率が人口置換水準を持続的に下回る状態（少子化）に到達した時期や出生関連指標の変化のスピード、政府が少子化対策に取り組み始めた時期は3か国で異なるが、少子化を進行させている要因が結婚・出産の先送りによるものであることや、その背景として若年層の経済基盤の弱化、根強い性別役割分業意識の下での仕事と家庭の両立困難や家事・育児負担のジェンダー差、結婚・家族観の変化、激しい教育競争などがあり、3か国で共通点も多い。日韓ではすでに少子化対策の方向性や個々の施策も多く提示・実施されているが、中国での取り組みは緒についたばかりである。3か国とも、少子化の解決のために「共働き・共育て」がしやすい社会への転換という方向性を採っており、このためには各国とも社会構造の変化が必要である。この困難な政策課題について各国で情報を共有し、研究を進めていくことは重要である。

キーワード: 少子化, 少子化対策, 日本, 韓国, 中国

I. はじめに

日本は、第二次世界大戦後、アジア諸国の中でいち早く経済成長を遂げて先進国の仲間入りを果たしたが、人口動態の面でもいち早く少子高齢化問題に直面することになった。日本では1970年代半ばに合計出生率（Total Fertility Rate, TFR）が置換水準を長期に下回る状態に突入し、以後、出生率は低下基調が続いている。一方、韓国は1960年代から、中国は1970年代から、6前後あった高い合計出生率が持続的な低下を開始し、1990年代以降、置換水準を下回る出生率が常態化して少子化のトレンドが定着した。2000年代に入ると、韓国は日本の合計出生率を下回り、その後も日本より低い出生率を記録し続けている。中国も近年出生率が大きく低下しており、2020年頃から日本と同レベルか、下回る水準に落ち込んでいる。

少子化対策については、日本では1990年代から、韓国では2000年代になってから本格的

に取り組みが始まった。中国は、1980年代から維持してきた一人っ子政策を2000年代以降、徐々に緩和してきたが、2021年に明確に出産奨励の方向へ舵を切り、本格的に少子化対策に取り組み始めている。

本稿では、日中韓の少子化の進展、少子化の要因、そして少子化対策について国際比較を行う。少子化の進行状況や少子化対策への取組開始時期は3か国で異なるが、少子化を進行させている要因や、解決を困難にしている課題には共通点も多い。3か国の国際比較を行うことで、少子化対策の今後のあるべき方向性について考察する。

II. 日中韓の少子化の進展と現状

1. 合計出生率と出生数

図1は、日本、中国、韓国の出生数と合計出生率の推移を示している。

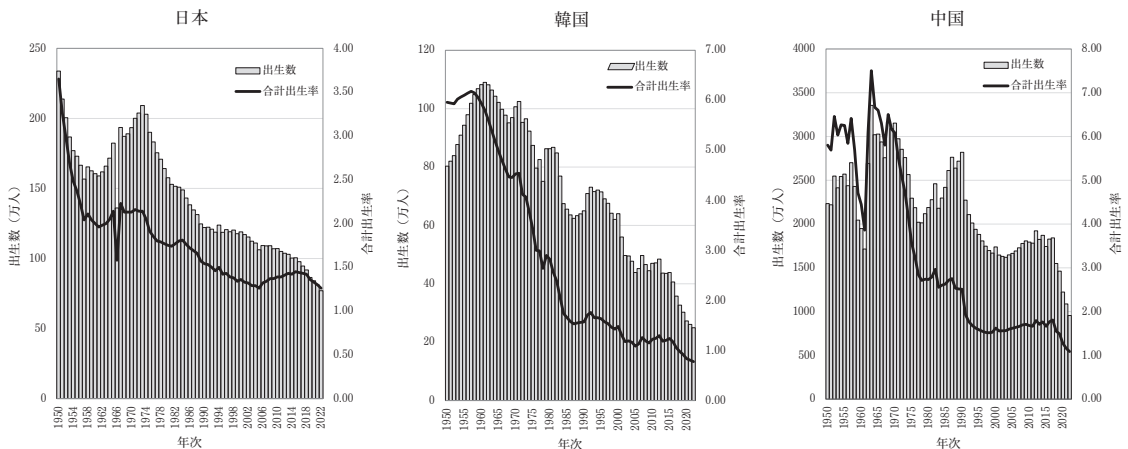


図1 日本・韓国・中国の出生数と合計出生率の推移：1950～2022年

資料：厚生労働省「人口動態統計」（日本）；1950～69年は国連「World Population Prospects 2022」（UN 2022）、1970年以降は統計庁「出生統計」（韓国）；国連「World Population Prospects 2022」（UN 2022）及び2022年のみ国家統計局公表値（中国）。

日本では第2次世界大戦後に短いベビーブームが起こったあと、1950年代前半から、人工妊娠中絶の増加と家族計画の普及により主に夫婦の子ども数も数が減って合計出生率が急落した。1957年に2.06に達したあとは、1973年まで2の近傍の値をおおむね維持したが、1974年以降は人口置換水準を継続的に下回り、こんにちまで続く少子化期に入った。Caldwell and Schindlmayr (2003) は、ヨーロッパ諸国やアジア諸国の一部で、合計出生率1.5を下回る「very low fertility」の国々が出現しているとし、1.5を上回る状態である「moderately low fertility」と対比して述べた。阿藤 (2005) は前者を「超少子化」、後者を「緩少子化」と呼んだが、日本が1.5を下回って「超少子化国」となったのは1993年である。さらに、2000年代に入ると、イタリア、スペイン、ドイツといったヨーロッパ

の国々だけでなく、日本、韓国、台湾といった東アジア諸国で合計出生率1.3を下回る国が次々と出現した。Kohlerらは、1.3を下回る状態を「lowest-low fertility（極低出生力）」（Kohler et al. 2002; Billari and Kohler 2004）と表現した。日本で2022年までの間に1.3を下回る出生率を記録したのは、2003～05年および2022年の4回である。

韓国は、朝鮮戦争後にベビーブームが起こり、1950年代後半には6を超える高い合計出生率を記録していたが¹⁾、1960年代に入ると家族計画事業の成功もあり、急速に出生率が低下した。韓国の合計出生率は1980年代半ばに置換水準を下回り（Lee 2009）、少子化期に入った。その後、低下速度は緩んだものの、1998年に1.5、2002年に1.3を割り込み、2003年からしばらくは1.1～1.2の間で推移して若干の上昇傾向もみられたが、2015年以降に再び低下を始めた。2018年からは1を下回る値を記録し続けており、2023年の合計出生率は0.72（速報値）まで落ち込んだ。

中国は、1958～61年にかけて、大躍進政策の影響で合計出生率が一時的に大きく下落したが、全体としては1970年代初頭まで6を超える高い水準にあった。1960年代には政府の家族計画の取組みが開始され、1970年代に入るとその取組みの効果もあって出生率が低下し、わずか7年で3を下回るレベルに到達した（彭 2022；李・張 2022）。しかし、出生率が下がったこの頃も、過去の人口増加を反映して中国の人口増加率は1.5%前後を維持していた。1970年代末から始まった改革開放において、市場経済への移行と経済成長のために一層の人口抑制が唱えられ、1979年に一人っ子政策が全国的に開始された。1980年代には、合計出生率は緩やかに低下して2.7前後の値を示していたが、1990年代に入ると置換水準を継続的に下回る少子化期に入り、1.5～1.7のレベルまで低下した。その後、しばらくはその水準で安定的に推移していたが、一人っ子政策が緩和の方向に進んでいたにもかかわらず、2018年以降は再び低下基調に入った。国連推計によると、2019年に1.5を下回ったあと、2020年に1.28、2021年に1.16と極低出生力と呼ばれるレベルにまで落ち込んだ（United Nations 2022）。

日中韓の3か国とも、2015年頃を境に合計出生率が「もう一段の低下」を始めている。中国の場合、2013年、2016年に一人っ子政策の緩和²⁾があったことから、第2子出生が増え、2017年まで1.6前後の出生率を維持していた可能性がある。そして3か国とも、2019～2020年からの新型コロナウイルス感染拡大により、もともと低下トレンドにあった出生率はさらに低下が加速した³⁾。今後、新型コロナの影響は徐々に弱まるだろうが、3

1) 本稿の1950～60年代の合計出生率の値は、政府による公的データがないため、国連推計から引用している。しかし、林（2023）によれば、韓国のこの時期の出生率は6に達するほど高くはなかった可能性がある指摘している。

2) 2013年に、両親のどちらかが一人っ子の場合は第2子を持つことを認めた「単独二子」が実施され、2016年には、全面的に第2子を持つことを認めた「全面二子」が実施された。

3) 日本の将来人口推計（令和5年推計）では、新型コロナウイルス感染拡大により突発的に初婚数と出生数が減少した結果、その影響は、2023年をピークに、その後縮小しつつも、2030年代まで続く推計している（国立社会保障・人口問題研究所 2023a）。韓国では、推計バリエーションの1つとして新型コロナの影響が長く続いた場合を想定した将来人口推計も行われており、そこで出生率の仮定値が将来にわたり1を超える回復はしないという見通しとなっている（Statistics Korea 2021）。中国でも、新型コロナウイルスの感染拡大は、収入の低下を通じて女性の出生意欲を低下させたとの分析がある（Chen et al. 2022；Zhou and Guo 2023）。

か国とも少子化の流れが変わる兆しは見えていない。

図2は、日中韓3か国について、1980～2020年の10年ごとの女性の年齢別出生率を示したものである。曲線の下面積は、合計出生率に相当する。日本は1980年から2000年にかけて、20代の出生率が大きく低下し、30代の出生率は小幅に上昇した。2010年、2020年になると、山のピークの高さはあまり変わらないが、20代の出生率が低下し続けたため、年齢別出生率のピークは20代後半から30代前半に移った。そして、特に30代後半の出生率は上昇し続けた。全体として、少産化と、晩産化（出産年齢の高齢化）が進んできたことがわかる。

韓国は、1980年から2000年にかけて、山のピークの位置は20代後半で変わらないが、1980年と比べてすべての年齢層で出生率が低下した。2010年、2020年は、年齢別出生率のピークが30代前半に移って晩産化が進行するとともに、山の高さも低くなり続けた。韓国では20代の出生率の低下が顕著である。2020年のカーブでは20代の出生率が日本、中国と比べ大幅に低い。韓国では、20代で子どもを生む女性が大きく減っていることがわかる。30代の出生率の上昇幅も小さく、20代で先送りされた出産が30代で取り戻される動きに勢いがいない。

中国は、1980年に比べ、1990年には年齢別出生率のピークが20代後半から20代前半に移動し、出産年齢がむしろ若年化した。しかし、2000年にかけて山のピークの高さは大幅に低くなり、2010年になると、山のピークは20代前半から後半に移った。2020年にはさらに20代の出生率が全体的に大きく低下した。一方、30代の出生率は日本や韓国よりも変化が小さい。これは、中国では27歳以上の未婚男女を指す「剩男／剩女」（売れ残りの男女）という言葉があるように、高年齢での結婚に忌避感があり、30代の出生率がまだそれほど

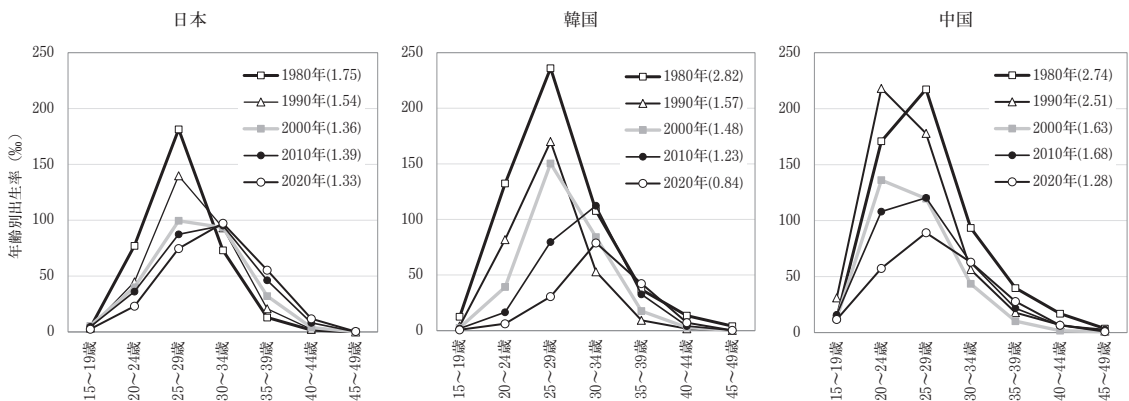


図2 日本・中国・韓国の年齢別出生率：1980・2000・2020年

注：凡例のカッコ内は、当該年の合計出生率。

資料：厚生労働省「人口動態統計」（日本）；1980・90年は国連「World Population Prospects 2022」（UN 2022）、2000年以降は韓国統計庁「出生統計」（韓国）；国連「World Population Prospects 2022」（UN 2022）（中国）。

上昇していないからだと考えられる。また、中国の場合、1980年は一人っ子政策が全面的に開始されたばかりの年であり、2000年、2010年は一人っ子政策が定着していた時期に当たる。2020年は子ども数が全面的に2人まで解禁となっていたが、一人っ子政策が行われていた時よりも出生率が低く、政策よりも再生産可能年齢の人々を取り巻く社会経済状況の方が影響を持つようになったことがうかがえる。

ここまで出生数と出生率の推移から出生動向を概観したが、注目に値するのは、3か国の少子化の進行スピードの違いである。日本に比べて、韓国、中国は出生率低下のスピードが速く、とりわけ韓国の状況は驚くほど短期間に変化した。例えば、日本で2021年の2倍の出生数があったのは1980年である。つまり出生数が半減するのに要した期間は約40年であった（1980年に159万人、2021年に81万人）。中国では半減まで約30年で、日本より10年短い（1992年に2107万人、2021年に1087万人）。一方、韓国では1999年の60万人から2021年の29万人へと約20年で半減した。韓国は、3か国の中でもっとも出生率が低いが、この変化のスピードの速さも、少子化の流れを変えることをより難しくしていると考えられる。

2. 出生力低下の背景にある人口学的要因

出生数と合計出生率の変化の背景にある人口学的要因のデータを見てみよう。図3は日中韓の25～29歳及び30～34歳の男女の未婚者割合の推移を示したものである。

25～34歳の未婚者割合をみると3か国とも上昇しており、未婚化が進行している。日本は2000年まで急速に未婚化が進んでいたものの、その後は緩やかな上昇が続いている。一方、韓国は1990年代、中国は20代で2000年代以降に未婚者割合の上昇度合いが大きくなった。とりわけ韓国の未婚者割合は、25～34歳で急上昇しており、2015年には20代後半の男性の9割、女性の8割弱が未婚で、この結婚の低調さが20代の出生率の低さの主要な要因となっている。中国も20代で未婚者割合の上昇の動きが見られるが、全体の水準としては日韓に比べて男女ともまだ非常に低い。中国の30代前半の未婚者割合は、2020年でも男性20.6%、女性は9.3%であり、1980年頃の日本と同水準である。中国での未婚化の進展はこれから一層進むものとみられる。

さらに、平均初婚年齢の上昇、つまり晩婚化の進行状況を見ると（図4）、日本の晩婚化は2000年代以降、かなり落ち着いてきているが、韓国と中国では上昇基調が明確である。韓国の平均初婚年齢は、1970年の時点では日本と同レベルで、その後も上昇は緩やかだったが、2000年以降に急上昇した。韓国の晩婚化はここ20年間で急速に進み、2015年には平均初婚年齢が男性33.9歳、女性31.5歳に達した。一方、中国でも平均初婚年齢は上昇し、晩婚化が進んでいるが、その水準は日韓に比べるとまだ低い。2015年時点でも、中国の平均初婚年齢は男性26.9歳、女性24.8歳であり、日本と韓国のおよそ50年前の水準である。

非婚化の指標として使われることがある50歳時未婚者割合は、もっとも早くから未婚化が進んだ日本でもっとも高い。今後、50歳時未婚者割合が、韓国と中国で日本と同水準まで上昇するかどうか注目される。

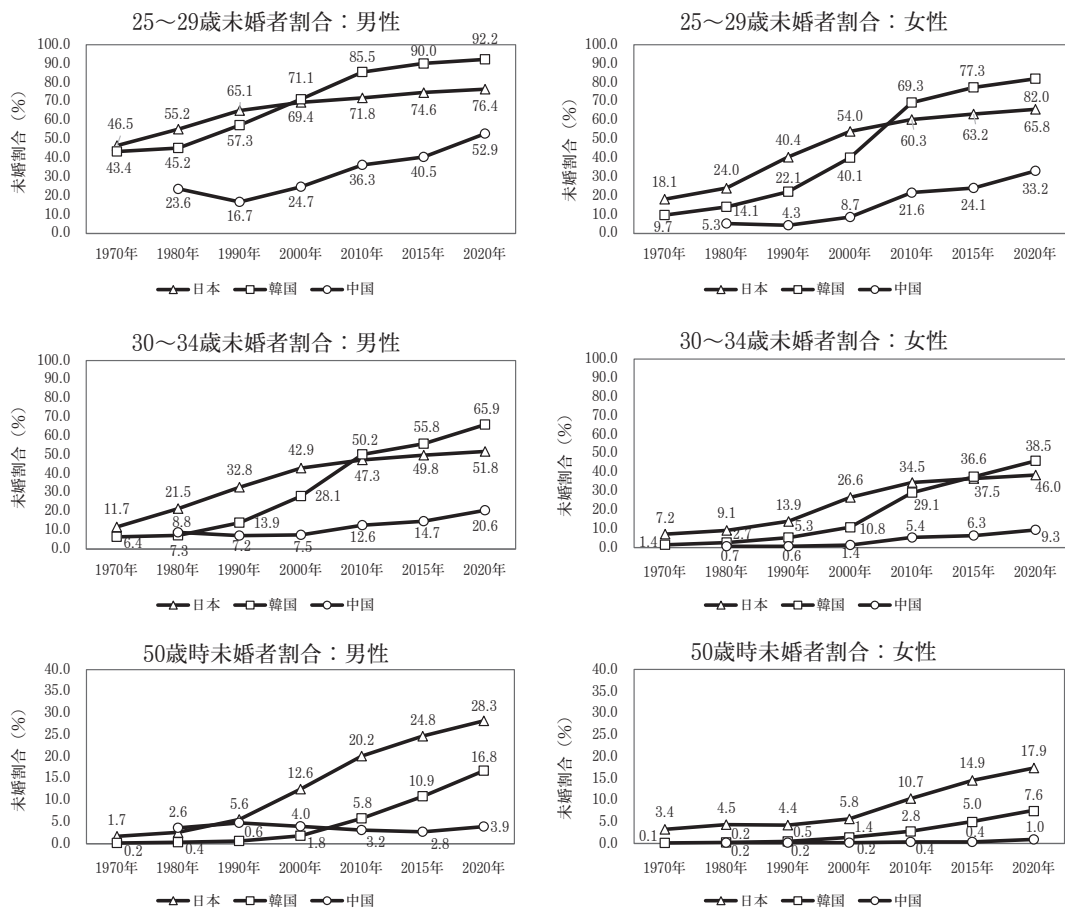


図3 日本・韓国・中国の男女別未婚者割合の推移

資料：総務省統計局「国勢調査」(日本)；国連「World Marriage Data」(韓国, 中国). 韓国の2020年の値は韓国統計庁「人口総調査」(KOSISよりデータダウンロード), 中国の2020年の値は中国国家統計局「第七次全国人口普查」(原・范(2022)より引用).

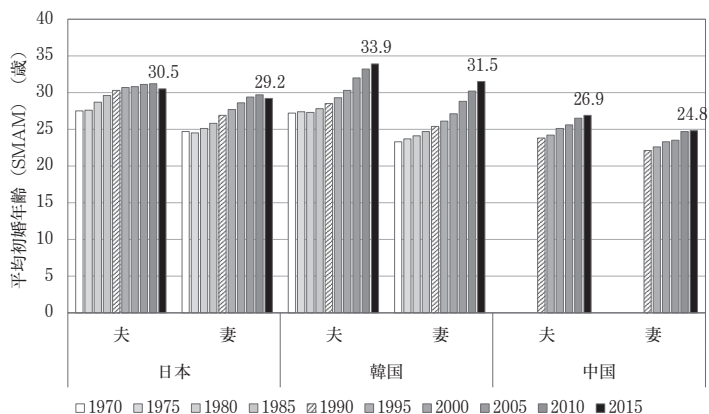


図4 日本・韓国・中国の平均初婚年齢 (SMAM)

資料：国連「World Marriage Data 2019」

結婚行動の変化をまとめると、日本では変化は続いているが、鈍化している。韓国では、結婚・出産が盛んに生じるはずの20代・30代において未婚化、晩婚化が急速に進んでいる。中国も未婚化、晩婚化が進んでいるが、その水準は日本、韓国と比べてまだ低く、今後さらに変化が進展する余地が大きい。

次に、出生行動の変化として、晩産化、少産化についてみてみよう。図5は、3か国の第1子平均出生年齢を示している。日本と韓国は第1子平均出生年齢の上昇、つまり晩産化が進行している。特に韓国は上昇幅が大きく、2000年代初頭に日本の値を上回ると、2010年に30歳を超え、2020年に32.3歳に達した。中国は、上昇傾向にあるがその水準は日韓に比べてまだかなり低く、2015年に26.4歳である。これは、日本の1980年代半ば、韓国の1990年代半ばの水準である。

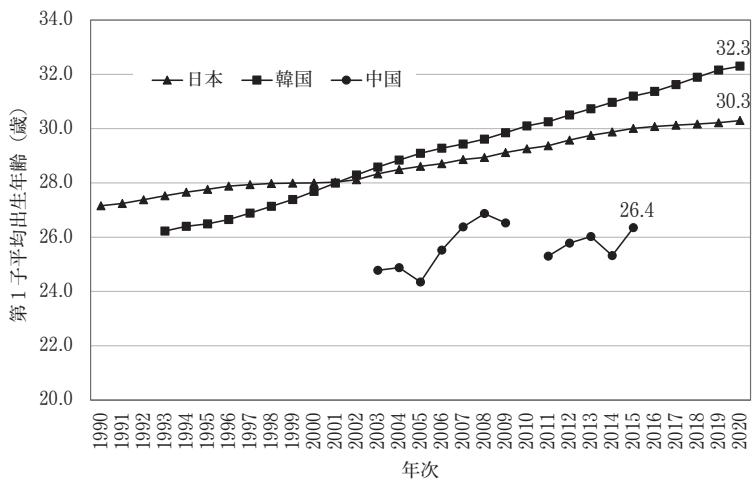


図5 日本・韓国・中国の第1子平均出生年齢

注：中国のデータは、母親の年齢各歳別第1子出生数から算出したもの。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(日本)；韓国統計庁「人口動態統計」；中国国家统计局「人口普查(センサス)」

図6は日本と韓国の45～49歳有配偶女性の平均出生子ども数の推移である。中国はこれと比較可能な公的機関による長期時系列データが入手できなかったため、Yang et al. (2022) による女性の平均出生子ども数の推定値を用いた⁴⁾。

3か国の平均出生子ども数を見ると、日本は横ばいに近い緩やかな減少傾向が続いており、2015年に2人を下回った。韓国は1970年代後半の5.48人から急速に減少し、日本と同じく2015年に2人を下回った。中国は2010年に2人を下回り、2015年に日韓より少ない1.62人となっている。3か国とも、女性の最終的な平均出生子ども数は近年2人を下回っ

4) Yang らのデータは有配偶女性に限らない女性の平均出生子ども数だが、中国では女性の50歳時未婚者割合は1%以下であるため、ほぼ既婚女性のデータと同等であると考えられる。国連「World Marriage Data 2019」の配偶関係別人口割合から、女性の50歳時未婚者割合を算出すると、1982～2016年まで0.2～0.4%であり、極めて低い。

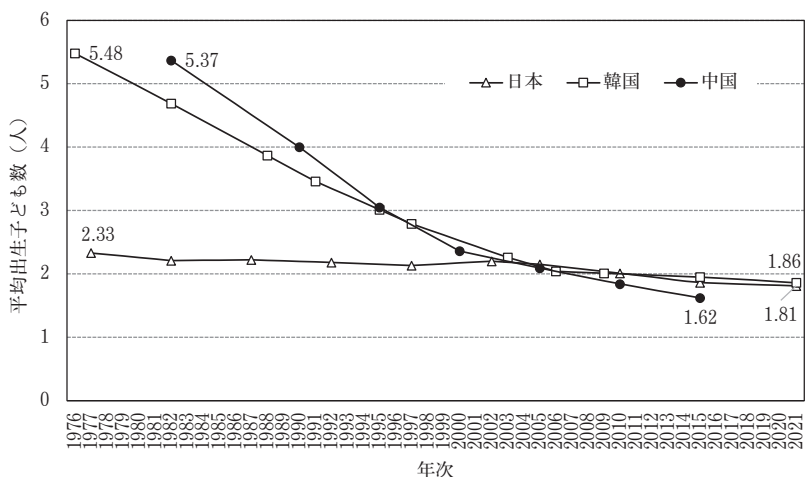


図6 45～49歳有配偶女性の平均出生子ども数

注：日本の数値は初婚どうしの夫婦の妻について。中国は45～49歳女性の平均出生子ども数。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（日本）；韓国保健社会研究院「出生力及び家族の健康と福祉に関する全国調査」（韓国）；Yang et al. (2022)（中国）

ており、少産化が進んでいる。

ただ、日韓と中国では、女性の無子割合に違いがある。現在、生涯無子率（50歳時点での無子率）が判明しているもっとも若い世代である1970年代前半の出生コーホートで女性の無子割合をみると、日本が約28%（Human Fertility Database⁵⁾）、韓国が8.2%（韓国保健社会研究院 2021）、中国が5.58%（Jiang et al. 2023）である。1970年代前半のコーホートは、2020年前後に40代後半～50代前半であり、もっとも早く少子化が始まった日本ではこれらの人々はまさに少子化を進めた世代である。それよりあとに行動変化が始まった韓国と中国では、この世代は少子化の入口の世代であるため、まだ無子割合は低い。しかし、韓国ではこれ以降の世代で急速に未婚化、晩婚化や夫婦の晩産化、少産化が進んでおり、今後無子割合が上昇するだろう。中国は近年、20代の未婚化、晩婚化の進行が目立ち、30代にも波及しつつあるが、それより上の世代では皆婚、皆産に近い状態である。中国の場合、合計出生率の低さは、社会経済的要因に加えて一人っ子政策という政策要因にも起因している。中国で日韓と同様に子どもを持たないことが社会的に許容されてきた場合、後述するように元々の出生意欲の低さと相まって、少子化の流れが一気に加速する可能性がある。

では、子どもに対する需要はどう変化しているだろうか。図7は、日本・韓国・中国の有配偶女性の平均理想子ども数の推移を描いている。

5) マックスプランク人口研究所（ドイツ）とウィーン人口研究所（オーストリア）が運営支援するデータベース（<https://www.humanfertility.org>）で、日本のコーホート無子割合のデータは厚生労働省の人口動態統計に基づいている。

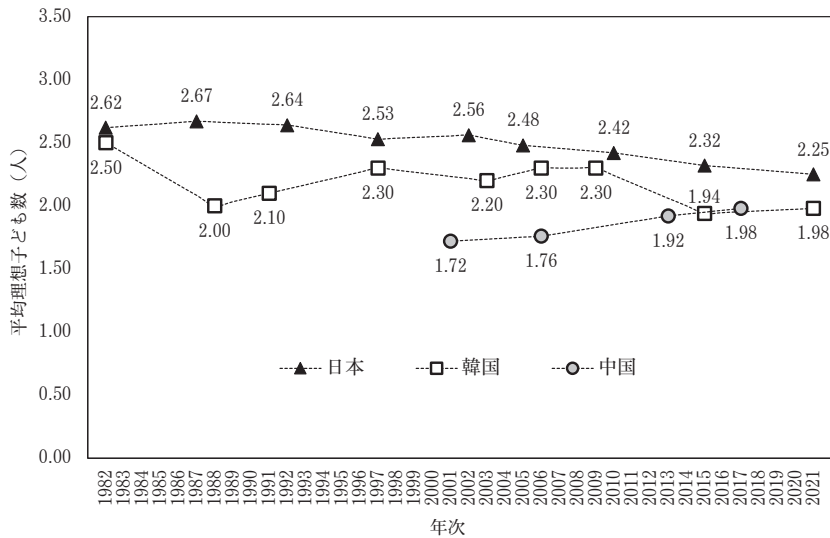


図7 日本・韓国・中国の平均理想子ども数の推移

注：日本の平均値は初婚どうしの夫婦（妻50歳未満）について、韓国は15～49歳既婚女性について（1982年は15～44歳、2021年は19～49歳）、中国は20～44歳の有配偶女性について。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（夫婦調査）」（日本）；韓国保健社会研究院「出生力及び家族の健康と福祉に関する全国調査」（韓国）；荘ほか（2021）p.71（中国）

3か国の子ども数に関する意識の動向を見ると、日本は1980年代から一貫して理想子ども数が減少傾向にあり、2021年調査では2.25人となった。このグラフデータの出所である「出生動向基本調査」では、18～34歳の未婚男女の平均希望子ども数も同じく時系列で減少傾向にある。2021年調査では、女性は初めて2人を下回り1.79人で、男性は1.82人であった（国立社会保障・人口問題研究所 2023b）。日本では、出生意欲は全体として緩やかな低下傾向にある。

韓国は、2009年調査まで平均理想子ども数は2人以上を維持してきたが、2015年調査で2人を下回り、2021年調査では1.98人となった。理想子ども数は、世界的にみても「2人っ子規範」が根強いことがわかっているが（Sobotka and Beaujouan 2014）、未婚者に比べて一般に出生意欲が高い既婚女性のみデータでも2を下回っているということは、韓国において子どもの需要が急減していることを示している。韓国の同調査では、未婚男女の理想子ども数もたずねているが、2018年に20～44歳の未婚男性の平均値が2.03人、同女性が1.87人であった。2021年調査では、年齢の集計幅が異なるが、19～49歳の未婚男性1.85人、未婚女性1.80人であり、いずれも2人を下回り、低下傾向にある（韓国保健社会研究院 2021）。

中国は、一人っ子政策が維持されていた2000年代初頭に、平均理想子ども数は1.7人程度であったとみられる（荘ほか 2021）。その後、2人目を持つことが認められるようになった2013年以降は1.9人台まで増加しており、出生抑制政策の緩和の影響により、日韓とは

逆に全体的に出生意欲は高まる動きがみられる。こうしたトレンドは、100本以上の論文の分析結果を集め、メタレビューで2000年以降の平均理想子ども数の推移を推定した Lu et al. (2023) でも同様の結果となっている。「2017年全国出生動向抽出調査」のデータを分析した陳 (2019) によれば、「全面二子」となった2015年以降に第2子出生率が急上昇しており、抑制政策の緩和は2人目の出生意欲を高め、実際の出生行動につながったとしている。しかし、同論文では、2010年代初頭から、未婚化の進展の中で第1子出生率が急落していることも指摘している。また、1990年代以降生まれでは平均理想子ども数が1.86人と低くなっていることから(荘ほか 2021)、今後も出生意欲の上昇トレンドが続いて2人を上回る状態にまで回復するとは考えにくい。

このように、日韓では出生意欲の低下傾向がみられ、中国でも今後低下する可能性が示唆されているが、図7の資料と同じ日韓の調査をみると、日本では結婚意欲も長期的に低下傾向である。韓国でも、2021年調査で明確に「結婚意欲あり」と回答した未婚男女は6割にすぎなかった⁶⁾。これらは、結婚すべき・子どもは持つべきといった規範や、結婚と出産を一体化してとらえる価値観の弱化も反映しているとみられる。

最後に、3か国とも近年の少子化の人口学的要因として挙げている「再生産年齢の女性人口の減少」について、図8に示した。3か国で人口規模が大きく異なるため、ここでは15～49歳女性人口の増加率をグラフ化している。

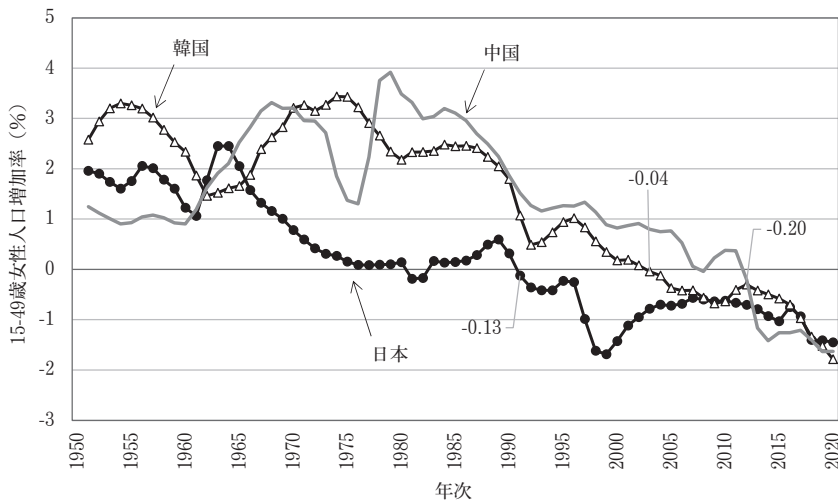


図8 日本・韓国・中国の15～49歳女性の人口増加率の推移

資料：「World Population Prospects 2022」(UN 2022)

6) 両調査の集計年齢範囲や選択肢が異なるため比較は難しいが、例えば2021年の両調査で、25～29歳の結婚意欲ありの割合は、日本の未婚男女で83～84%、韓国で60%ほどであった。ただし、日本は「いずれ結婚するつもり」と「一生結婚するつもりはない」の2択での質問であるのに対し、韓国は結婚意欲について、「あり」「過去にはあったが現在はない」「過去にも現在にもない」「考えたことがない」「まだ決めていない」の5択の質問である。このうち「まだ決めていない」は2割ほどが選択している。

日本は、いち早く1990年代初頭に増加率が持続的にマイナスに転じ、再生産年齢の女性人口が減少し始めた。韓国は2000年代前半、中国は2010年代前半に増加率がマイナスに転じている。再生産年齢の女性人口減少が出生数に及ぼす効果について、日本の1975年の出生数を基準として、それ以降の出生数の差分が人口規模、未婚化、夫婦の少産化のどの要因からどれだけ生じているかを推定した金子（2014）によれば、団塊ジュニアが再生産年齢に達して人口規模条件が好転していた時期を除き、約6割が人口規模・年齢構造変化によるとの結果が示されている。陳・劉（2021）は、中国の2012年以降の出生数変化に対して、再生産年齢の女性人口は一貫してマイナスの影響を与えているとの要因分解結果を示している。再生産年齢人口の減少は、過去の出生数減少を反映したものであるため、3か国とも、今後長期間にわたって再生産年齢の女性人口の減少が続き、「出生数」の回復は難しいことがわかる。

Ⅲ. 日中韓の少子化の要因

前節では、3か国の出生関連データの変化を見た。要約すれば、日本、韓国、中国において進行してきた少子化の人口学的要因は、先進諸国に共通して生じている「結婚・出産の先送り」（晩婚化、晩産化）である。さらに、近年では結婚や子どもを持つことを先延ばしにしているうちに、結果的に「永遠の先送り」（Berrington 2004）となって結婚や出産の機会を逸失する人々が増えつつある。

先進諸国でこうした行動変化をもたらす背景となった社会経済的要因には、おもに経済、教育、ジェンダー、家族をめぐる時代変化がある（Sobotka 2017）。日中韓3か国においても、女性の高学歴化の進行とそれに伴う就業機会や労働条件の向上による結婚・出産の機会費用の増大、女性の機会費用が高まったにも関わらず女性に偏り続ける家事・育児負担、性別役割分業に基づく働き方が残る中で続く仕事と家庭（特に子育て）の両立困難、日本のバブル崩壊、韓国の金融経済危機、中国の経済成長率鈍化といった大きな経済環境の変化の中で増大した若年層の将来展望の不確実性の高まりや雇用・労働環境の悪化、結婚や出産をすることに対する社会的圧力の緩和と若い世代の結婚・家族観の変化などを通じて少子化が進んできた。そして結婚・出産の先送りにより晩産化が進み、不妊に直面するカップルも増大した。

さらに、日本、韓国、中国といった東アジアの少子化国に特徴的な要因としては、子どもへの教育投資の重い負担がある。これには「教育競争」に勝つための金銭的な負担にとどまらず、親の時間資源（特に母親）の投入や精神的プレッシャーの高まり、そして過酷な競争にさらされる子どもたち自身の心身の負担も含まれる。教育競争は、日本より韓国・中国のほうが激しく、少子化への影響の程度は異なるだろうが、「教育」が少子化の主要原因のひとつになっていることは共通している。

以下、各国の状況を概観する。日本では、1980年代から徐々にポスト工業社会に移行し、経済のサービス化が進んだが、女性の高学歴化や男女雇用機会均等法制定といった動きも

重なり、女性の社会進出が推し進められた。しかし、戦後の日本で根付いた性別役割分業を基盤とした働き方や生活スタイルは容易には変わらなかった。家事・育児の主な担い手は女性であり、職場は家事・育児役割を免除されてきた男性を基準とした働き方が標準であるという状態が続き、仕事と家庭の両立困難という問題が広く認識されるようになった(守泉 2019; 守泉・中村 2021)。また、1990年代初頭のバブル崩壊によって日本が経済の低迷期に入ると、規制緩和による非正規雇用の広がりによって若者の雇用環境が悪化した。男性稼ぎ主型の働き方・家庭運営が徐々に難しくなっていたが、共働きで子育てをするライフスタイルも困難であるという状況が、結婚や出産の先送りの主な要因となった。また、結婚や子どもを持つべきだとする旧来的な価値観の後退による社会的圧力の弱化や、見合い結婚の衰退や出会いの場の変化など結婚に至る交際経路の変化、子どもの教育費を筆頭とした子育てコストの負担感の増大といった変化も、結婚・出産を先送りしたり阻害したりする要因となった(守泉 2019)。

韓国では、第4次低出産・高齢社会基本計画の政府文書において、少子化の社会経済的要因として、①労働市場の格差と不安定な雇用の増加、②教育における競争の激化、③結婚・出産の実現を妨げる高い住宅価格、④性差別的な労働市場、仕事と家庭の両立の困難、⑤保育サービスの不足が主なものとして挙げられている。さらに、文化・価値観要因として、①伝統的・硬直的な家族規範・制度の存続、②若年層の意識と態度の変化が指摘されている(韓国政府 2020)。韓国の少子化について分析・考察した文献でも、同様の指摘がなされている。金・張(2007)、鈴木(2009)、Lee(2009)、裴(2012)、韓・相馬(2016)、相馬(2016)、Seo(2019)、金(2019)、春木(2020)では、上記の住宅価格以外の要因をおおむね指摘しており、Lim(2021)では、住宅価格の問題も含めて論じている。曹(2017)は価値観の変化やジェンダー不平等に、Matsuda et al.(2023)は若者の雇用悪化に注目して分析している。さらに、韓国では住宅価格の高騰などを背景に親の結婚資金援助が重要となっており、親の資産の多寡も結婚の減少に影響しているとの分析もある(Chang et al. 2023)。また、大局的な考察として、ポスト近代の社会経済変動のなかで、韓国の歴史に根付いた「儒教的家族パターン」と韓国社会が深刻な葛藤を起し、急速な少子化が生じたとの文化決定論も唱えられている(鈴木 2016; Cheng 2020)。笹野(2023)は、女性の高学歴化と労働市場進出、男性労働の不安定化、女性政策の進展が一気に進んだ「圧縮的進展」のゆえに、社会の保守的価値観と若い世代のリベラルな価値観の摩擦・葛藤がより深刻化し、出生率低下に拍車をかけたと指摘した。

中国でも、政策の影響以外の社会経済的要因として、日韓と同様の少子化要因が指摘されている。女性の高学歴化、都市化の進行、教育費や住宅費など経済的負担の増加、保育サービス等の子育て支援策の不足、仕事と家庭の両立困難、若い世代の雇用環境の悪化などを背景とした若年世代の経済的困難といった要因(陳 2019; Tsuya et al. 2019; 陳・劉 2021; 李・張 2022; Zhang et al. 2022; Lu et al. 2023)、個人主義の広がりや若い世代の結婚や出産に対する意識の変化(原・范 2022; Lu et al. 2023)などが少子化の要因として指摘されている。中国は1970年代から出生抑制のための家族計画政策を推進し、

1980年代には一人っ子政策が定着したが、その間も出生率は概ね低下する方向で変動していた。彭（2022: 382）は、こうした家族計画政策は中国の出生動向に大きな影響を与えたが、同時に社会・経済の発展にも影響されており、「後者の影響力は増大し続けている一方、政府の政策の影響力は低下し続けている。」と評している。実際に、2015年にすべての夫婦が第2子を持てるようになると、2016年の出生数は大幅に増加したが、その効果は続かず、2017年以降は再び減少トレンドに入った。中国でも未婚化、晩婚化は進んでいるが、日本や韓国、欧米先進諸国と比較すると、未婚者割合や、初婚年齢、第1子出産年齢などの平均値はまだ低いため、少子化の社会経済的要因が存在し続けることによって、少子化に結び付く結婚・出生行動の変化の余地が大きいとの指摘もある（陳 2019；陳・劉 2021）。さらに、長年続いた一人っ子政策の影響も相まって、中国では、出生意欲を測る指標の中で最も数値が高く出る理想子ども数でさえ2人を下回っているため、近年開始された少子化対策の効果も出にくいだらうとする考察もある（Lu et al. 2023）。

IV. 日中韓の少子化対策の展開

前節で日中韓における少子化要因を概観したが、これらの結婚・出産に対するネガティブな影響を取り除き、あるいは緩和し、結婚・出生しやすい社会に変革するべく展開されてきたのが「少子化対策」である。

本節では、日中韓の少子化対策について概観する。各国それぞれの政策展開についてみたあと、次節で主要分野の政策比較を行う。

1. 日本

日本は、1990年の「1.57ショック」を契機として少子化対策への取り組みが始まった。1990年代は、「出生率低下」という問題への社会的関心の喚起に始まり、女性の仕事と家庭の両立困難という点が注目され、育児休業制度や保育サービスの拡充が目指された。さらに、90年代後半になると、男性を含めた日本社会の働き方・職場風土、そしてそれらと密接に関わる固定的な性別役割分業に対して批判が広がった（守泉 2019）。

2000年代に入っても出生率は下がり続けたため、政府は少子化対策の基盤整備に乗り出し、対策推進のバックボーンになる少子化社会対策基本法と、働き方の見直し等を進めるための次世代育成支援対策推進法が2003年に成立した。次世代法では、大企業に行動計画策定を課すなど、企業を巻き込んだ両立支援策が拡充され、少子化対策にワークライフバランスの視点が大きく取り入れられるようになった。また、少子化対策に含まれる施策分野が大幅に増加し、社会保障改革の議論でも少子化対策が年金・医療・介護に続き「第4の柱」として扱われるようになるなど、国の諸施策の中で少子化対策は重要な位置を占めるようになっていった（守泉 2019）。

2010年代には、総人口の減少が明らかになって「人口減少時代」に突入したことから、少子化問題への社会的関心がますます高まり、この頃から、ようやく少子化対策への本格

的な財政投入が少しずつ実現するようになった。その結果、2015年度に施行された子ども・子育て支援新制度では、消費増税のうち7,000億円を恒久財源として獲得した。高等学校や幼児教育の一部無償化実施なども行われ、少子化対策にも大きな予算配分がなされるようになってきた。

日本の主な少子化対策としては、これまでに6つの総合政策パッケージが策定・実施されている。エンゼルプラン（1995～99年度）と新エンゼルプラン（2000～04年度）は関係各省の大臣合意の形で決定されたが、2003年の少子化社会対策基本法以降は、少子化対策はこの法律に基づく「大綱」として位置付けられた。最初の大綱は2004年に策定され、その具体的実施計画である子ども・子育て応援プランが2005～09年度に実施された。2010～14年度には子ども・子育てビジョン（第2次大綱）、2015～19年度には第3次少子化社会対策大綱が実施され、2020年5月には2024年度までを実施期間とした第4次少子化社会対策大綱が閣議決定された。しかしその後、子どもに関連する施策を一元化する改革が目指され、2022年にこども基本法とこども家庭庁設置法が成立した。これにより、2023年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法に基づき、少子化対策・若者支援・こどもの貧困対策をまとめた「こども大綱」が2023年12月に策定された。また、大綱の策定に先駆けて、政府は2023～25年度に少子化対策に集中的に取り組むと宣言し、2023年12月に「こども未来戦略」を決定した。縦割り行政の弊害を排し、制度横断的にこども関連施策を行っていけるかが注目されている。

2. 韓国

韓国では、1960年代から1990年代前半までは、経済開発プログラムのひとつとして家族計画事業が推進され、人口増加を抑制するために出生抑制政策が行われていた。これにより、韓国の出生率は1980年代半ばには人口置換水準を下回る水準にまで低下した。1990年代にはTFRが1.5～1.6の水準にまで低下しており、政府は出生抑制政策を転換し、数ではなく人口の「質」を高めることを目標とした（曹 2022）。そして、1997年の経済危機を経て2003年の合計出生率が1.17を記録すると、少子化問題が注目され、政府は明確に出生促進政策に舵を切った（Lee 2009；松江 2009；鈴木 2019；曹 2022；林 2023）。政府は2005年に「低出産・高齢社会基本法」を制定し、大統領直属の「低出産・高齢社会委員会」にて最初の「低出産・高齢社会基本計画」を策定した。

基本法では、5年ごとに計画を策定することが定められ、2006～10年に第1次計画、2011～15年に第2次計画、2016～20年に第3次計画が実施された。現行の計画は2021～25年を対象とした第4次計画である。韓国の「低出産・高齢社会基本計画」は、少子化対策だけでなく、高齢化対策や、少子高齢化・人口減少への適応策も一体として列挙した計画になっている。また、第3次計画までは、国の労働力や生産性の観点に基づいた国家発展戦略としての位置付けが色濃かったこともあり、合計出生率の目標値を定めていた。しかし、第4次計画では、基本的視点を「個人の生活の質の向上戦略」に転換し、出生率の目標値は定めず、財政投資の引き上げと少子化の原因となっている社会構造の変革を目指

すこととした。(守泉 2023)。

第4次計画の少子化対策部分をみると、大きな方向性としては「共働き、共育て」ができる社会を築くことが目指されている。仕事と家庭の両立支援、ジェンダー平等な雇用・労働環境の整備、女性の就業継続支援、保育サービス拡充、子どもが育つ家庭環境の向上、性の健康や安全な妊娠・出産環境の確保、不妊治療支援、若者の就業支援、教育改革、住宅政策などの施策が並んでいる(韓国政府 2020)。

韓国の場合、大統領は5年間の任期中に変わることはなく、再選もない。低出産・高齢社会基本計画の実施期間の途中で大統領が変わると、前政権のもとで策定された計画に対して、現政権の考え方を反映した「補完計画」が作られることがある。第3次計画の際も行われたが、第4次計画についても、実施期間中に大統領の交代があったことと、韓国の2022年の出生率が0.78と一層低下して政府の対策が激しく批判を浴びたことを受け、補完計画の策定が行われることになった。2023年3月に開かれた低出産・高齢社会委員会では、数ある施策の中で、保育サービス拡充、仕事と家庭の両立支援、住宅支援、養育・教育費の軽減、妊娠・出産・不妊治療・乳幼児医療等の支援の5つの分野について施策を拡充し、重点的に支援を行っていくことが表明された(低出産・高齢社会委員会 2023; 守泉 2023)。「個人の生活の質の向上」というわかりにくい目標ではなく、共働き・共育ての推進、子育て世代の経済的・身体的負担軽減に力点を置くことで、子どもを持つことが魅力的な選択肢になる環境整備を一層進めるとした。

3. 中国

中国は、戦後の建国(1949年)以後、人口が大きく増加したことから、1960年代に入ると政府の家族計画への取り組みが開始された。さらに1970年代に入ると、晩婚・出生間隔の延長・少産を意味する「晩・稀・少」をスローガンとした家族計画政策が展開され、出生率は急落した。そして1970年代後半には計画出産施策が強化され、1979年に一人っ子政策が開始された(小浜 2019・2020; 彭 2022)。しかし、一人っ子政策の導入は農村部で反発が強く、第1子が女兒の場合はもう1人生んで良いといった制度運用(1.5人政策)や、少数民族の場合は2人またはそれ以上生むことが許されるなどの調整が1985年以降に行われており、全ての国民に一人っ子が強制されていたわけではない(小浜 2020; 李・張 2022)。

1990年代に中国の出生率が再び大きく低下し、世界的にも家族計画がリプロダクティブヘルス・ライツの観点からとらえ直されるようになると、一人っ子政策も徐々に変容していった。2000年代に入ると、近い将来の急速な高齢化や人口減少への懸念を示す研究者も増加し、2013年には両親のどちらかが一人っ子の場合に、第2子の出産が許可される「単独二子」が実施された(小浜 2020)。さらに2015年には、翌2016年1月から全ての夫婦に第2子の出産を許可する決定がなされ、一人っ子政策は二人っ子政策に変容した。この政策変更に応じ、2016年の出生数は増加したが、2017年には再び低下基調に戻り、少子化の流れは止まらなかった。2021年には、第14次5か年計画で初めて「適正出生水準」と

という言葉が登場し、中央委員会と国務院において「出産政策の最適化による人口の均衡ある長期的発展の促進に関する決定」が示された。これにより、3人目の出産が認められ、「社会扶養費」と呼ばれる、実態として2人目を生んだ場合の罰金が撤廃されるなどの措置が取られた。4人以上の子どもを持つ夫婦は稀になっていることから、3人目の解禁は、事実上ほぼ人数制限が無くなったことを意味する。2021年をもって中国の出生抑制政策は実質的に出産奨励策へと舵を切ったといえる。また、同決定では、出産、子育て、教育のコスト軽減や、保育サービスの普及・拡大といった支援策も提示された。その後、一人っ子政策の法的根拠となっていた「人口・計画生育法」が改正されると、多くの地方政府が人口・計画生育条例を改正し、生育休暇日数の引き上げ、育児休業の導入などを図った。さらに、2022年8月には、「積極的出産を支援する措置をさらに整備し、着実に実施することに関する指導意見」が公表された。ここでは、結婚・出産・育児・教育を総合的に捉えて政策を講じること、出産支援の政策構築の加速化、サービス・管理制度の健全化と適度な出生率の実現、結婚・出産・子どもにフレンドリーな社会環境の構築といった20あまりの意見が列挙された。

このように、2010年代以降、中国は矢継ぎ早に大きな政策変更を行ってきているが、まとまった政策分野としての「少子化対策」の確立はまだ緒についたばかりであり、今後の動向が注視される。

V. 日中韓の少子化対策の国際比較

本節では、日中韓の少子化対策について、いくつかの分野の施策を取り上げて概観する。ここで用いている比較表は、林ほか（2023）に掲載されている「政策一覧」をもとにしている。

1. 雇用・労働分野

産前・産後休業制度と、育児休業制度について比較する。

表1は、産前産後休業制度の比較である。この制度は3か国とも整備されており、取得できる期間もほぼ同様である。休業中の手当金は、日本は休業前賃金の3分の2だが、韓国と中国は100%の保障となっており、それぞれ雇用保険、生育保険からの支給分を超える賃金の労働者に対しては、企業が差額を補填する必要がある。

表2は、育児休業制度の比較である。日本と韓国は法律が整備され、休業内容も拡充してきており、女性労働者だけでなく、男性労働者の利用も進み始めている。一方、中国は全国に適用される育児休業制度は整備されていないが、人口計画出産法を改正して各地方の育児休暇導入を支援し始めた。今後、全国的に適用される制度設計や給付金の財源なども検討していくことになっている。

表1 産前・産後休業制度の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
法律	<ul style="list-style-type: none"> ✓労働基準法第65条 ✓健康保険法（出産手当金）→傷病手当金と同じ考え方. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓労働基準法74条 ✓男女雇用平等法19条 ✓雇用保険法第70～73条 ✓雇用保険法施行令第95～98条 	<ul style="list-style-type: none"> ✓社会保険法第6章生育保険 ✓各省与計画生育条例 ✓国务院「女性労働者労働保護条例」第8条
対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓健康保険の被保険者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓原則的に雇用保険加入者のみ給付される 	<ul style="list-style-type: none"> ✓労働関係継続中に妊娠・出産した就業中の女性
期間	<ul style="list-style-type: none"> ✓出産予定日の6週間前から産後8週間まで（産後8週のうち、最後の2週間は本人の申請と医師の許可があれば短縮可） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓90日（産後45日は義務） ✓産前・産後休暇の分割使用が可能（規定の期間以外で母体の状況により分割取得可） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓国は基本的に98日間の産休を規定（産前15日、産後83日） ✓省により異なり、128～188日とする地域もある
手当金	<ul style="list-style-type: none"> ✓出産手当金：標準報酬日額の3分の2。妊娠4ヶ月経過以降の出産・流産、または産前産後休暇により仕事を休んでおり、給与を受け取っていない場合に支給. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓通常賃金の100%（給付の上限は200万ウォンで、通常賃金がこれを上回る場合は差額を事業主が負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓通常賃金の100% ✓生育保険から休業する労働者が属する企業の前年度平均月給が支給される。休業する労働者の賃金がそれより高ければ企業が差額を補填、低ければその分を留保可能. ✓企業が生育保険未加入の場合、雇用主が手当金全額負担.
財源	<ul style="list-style-type: none"> ✓協会・組合健康保険/共済組合（必要給付）、国民健康保険（任意給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓大企業：60日分は事業主負担、30日分は雇用保険 ✓中小企業（優先支援企業）：90日分雇用保険 	<ul style="list-style-type: none"> ✓生育保険基金 ✓都市部および農村部の住民のための医療保険
非正規・自営	<ul style="list-style-type: none"> ✓企業の健康保険に加入していない自営・フリーランス等は取得不可（産前産後（4ヶ月間）の国民年金保険料の納付免除あり） ✓有期雇用者は取得可。勤め先の健康保険に加入していれば手当金も受取れる. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓賃金労働者なら契約の形態・職種・勤続期間を問わず産前産後休暇を取得可能. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓出産手当金は、従業員医療保険に加入している部門、企業、および個人を対象とする.
分割	<ul style="list-style-type: none"> ✓分割不可 	<ul style="list-style-type: none"> ✓流産死産の経験がある、40歳以上などで分割可能. ✓回数に制限はない. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓分割可能、個人が選択できる.

表2 育児休業制度の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
法律	<ul style="list-style-type: none"> ✓育児介護休業法（1991年） ✓雇用保険法（育児休業給付金関連） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓男女雇用平等法（1988年）19条 ✓雇用保険法第70～73条、雇用保険法施行令第95～98条 ※雇用監督法：雇用主が産休・育休を実施しているか監督. 	<ul style="list-style-type: none"> ✓人口与計画生育法に基づき各地で条例制定し実施 ✓全国に適用される制度はまだない。運用財源も未定.

対象	✓原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者（日々雇用者を除く）	✓満8歳以下又は小学校2年生以下の子どもを養育する男女労働者（当該期間内はいつでも取得可能）	✓3歳未満の乳幼児の育児休暇取得可能（一部地域では6歳未満まで延長可）
期間	✓原則子が1歳まで（保育園に入れない等の事情があれば最長2歳まで）。 ✓最大2回まで取得可能（夫はパパ産休と合わせ最大4回に分割して取得可能）	✓子ども1人につき、父母それぞれが1年以内で取得可能。	✓育児休暇は各地で5日から30日まで
給付金	✓休業開始前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある（ない場合は就業時間数が80時間以上の月が12か月以上あること）。 ✓180日までは休業前賃金の67%、それ以降50%。 ✓育児中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険免除（これにより実質的には180日までの賃金保障は8割程度になる）） ✓給付上限あり	✓雇用保険に180日以上加入し、30日以上休業をした場合に支給 ✓通常賃金の80%支給、月額下限・上限あり ✓休業中に75%支給、職場復帰半年後に25%分一括支給 ✓3+3親育児休業制度：12ヶ月以内の子に対して父母が同時に育休取得した場合は最初の3ヶ月は通常賃金の100%保障（支給月額上限あり） ✓パパ育児休業ボーナス制度：12ヶ月以降の子に対し2回目に育休を取る親（夫であるケースが9割）は、最初の3か月は通常賃金の100%（月額上限あり）、4か月以降通常賃金の80%（月額上限あり）	✓原則として、休業期間中の支給基準は、雇用主の従業員の前年度の平均月給に応じて計算され、支給される
財源	✓雇用保険/共済組合	✓雇用保険（基金は減少）	✓育児休暇は生育保険の対象外
父親の取得促進策	✓父母とも取得した場合は子が1歳2ヶ月まで取得可能（パパママ育休プラス、父母それぞれの休業期間は最大1年） ✓夫は子の出産後8週間以内に最大4週間、最大2回分割して取得可能（パパ産休制度） ✓配偶者出産休暇制度の推進	✓3+3親育児休業制度やパパ育児休業ボーナス制度の施行	—
非正規・自営業者	✓有期雇用者は、子が1歳6か月までの間に労働契約が満了することが明らかでないことが取得要件 ✓現在支給対象外となっている雇用保険非加入者への給付制度を検討中	✓非正規・短時間労働者は基本的に育休の条件（入職後6か月以降、出産後12か月以内）を満たせば取得可能。 ✓自営業者・特殊雇用職は雇用保険に入れば取得可能（未加入者をなくするための全国雇用保険ロードマップ策定・推進中）	✓サポートされていない

2. 保育分野

保育サービスは、仕事と家庭の両立支援策の車の両輪として必要とされ、少子化対策でも重要な位置を占める。幼稚園を含む幼児教育についても、子どもを育てるすべての家庭

への支援という意味で、その整備は重要視されている。

3か国の制度を見ると、日本と韓国では確立された制度があり、保育・教育の無償化も実現している（日本は基本的に3～5歳のみ）。韓国は0～5歳人口に占める入所・入園児童数割合が8割超で高いが、日本は0～2歳児の保育園利用率が低いいため、全体でも4割弱となっている。中国は、長らく公的な保育制度はなかったが、表3の「法律」欄にあるように、2019年に「3歳以下の子どもに対する保育サービスについての意見」が策定され、2021年6月の『第14次5カ年（2021～25年）規画』期間における高齢化対応と保育施設の建設実施方案』では公的保育施設の量的拡大、政府の施設整備費の支援策などが目指されるなど、矢継ぎ早に保育施設・サービスの拡充が表明された。しかし、量的拡大には多大なコストがかかること、保育士の確保や免許・資格制度等の整備もこれからであり、課題は山積している。

表3 保育サービス・幼児教育の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
法律	<ul style="list-style-type: none"> ✓子ども・子育て支援法等関連3法 ✓保育所：児童福祉法 ✓幼稚園：学校教育法 ✓認定子ども園：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓保育所：乳幼児保育法 ✓幼稚園：幼児教育法 	<ul style="list-style-type: none"> ✓保育サービス：人口家族計画法（託児を強化するという項目がある） ✓幼稚園：就学前教育法 ✓2019年から保育制度を規定（3歳以下の子供に対する保育サービスについての意見）が策定され、託児所拡充を推進中
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ✓幼稚園 9,418か所（2021年） ✓保育所 23,899か所（2022年） ✓認定こども園：幼保連携型6,475か所、幼稚園型等1,396か所（2022年） ✓特定地域型保育事業（小規模・家庭的・事業所・居宅訪問型保育）7,474か所（2022年） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓保育所：33,246か所（2021年末基準） ✓幼稚園：8,660か所（2021年末基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓地域保育園、事業主福祉保育園、家族保育園、幼稚園保育園、その他の保育園があり、17,800か所。 ✓保育所数は131万か所（2022年9月現在）、無認可保育所は約160万か所と推定。
入所・入園児童数	<ul style="list-style-type: none"> ✓保育所 1,960,833人（2022年） ✓特定地域型保育事業所 92,208人（2022年） ✓認定こども園：幼保連携型614,569人（2022年）、幼稚園型62,289人（2022年） ✓幼稚園：923,295人（2022年） ✓0～5歳人口に対する入所・入園児童数割合※1：36.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ✓保育所：1,184,716人（2021年末基準） ✓幼稚園：582,572人（2021年末基準） ✓0～5歳人口に対する入所・入園児童数割合※2：86.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ✓110万人が保育サービスを利用と推定されている（0-2歳の9%） ✓北京では3歳以下の6%が託児所、10%が家政婦、84%は家族（祖父母44%、親40%）により保育されているというデータあり。

保育士等の数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育士（登録者数）1,665,549名（男性82,330, 女性1,583,219） ✓ 保育士（勤務者）382,375名（常勤329,741名, 非常勤52,634名）（2020） ✓ 幼稚園教諭 112,230名（本務者90,140名, 兼務者22,090名）（2021年） ✓ 保育教諭 100,058名（2020年） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育士：236,085人（担任, 延長型, 補助, 代替保育士含む） ✓ 幼稚園教諭：54,457人（2021年末基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 統計システムが確立されつつあるが正確な数は把握されていない
配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育所：0歳児3人に対し保育士1人, 1・2歳児6人に対し保育士1人, 3歳児20人につき保育士1人, 4・5歳児30人につき保育士1人 ✓ 幼稚園：1学級あたり専任教諭1人（1学級の幼児数は35人以下が原則） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育所：0歳班 1:3, 1歳班 1:5, 2歳班 1:7, 3歳班 1:15, 4, 5歳班 1:20 ✓ 幼稚園：3歳班 14-20人, 4歳班 18-25人, 5歳班 22-28人（地域教育庁により異なる） 	-
施策の状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備を推進中 ✓ 地域の実情に応じた保育の実施（保育コンサルジュ, 広域的保育所等利用事業（巡回送迎バス）の活用, 小規模保育・企業主導型保育・幼稚園の2歳児受け入れ等による0～2歳児定員の拡大） ✓ 事業所内保育施設・企業主導型保育事業の拡大 ✓ 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービス供給の促進 ✓ 幼児教育無償化政策（2019年から3～5歳対象（0～2歳は住民税非課税世帯のみ）） ✓ 認可外保育所の保育料も「保育認定」を受ければ当面は補助対象（上限額あり）. ✓ 保育士不足が深刻. 確保・育成を推進 ✓ 待機児童：都市部で未解消の自治体が多い（特に0～2歳児） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育無償化の影響もあり, 公立の保育園・幼稚園利用率拡大（50%→60%） ✓ 保育の無償化推進（2013年から全世帯の0～5歳児対象, 所得制限なし）. ✓ 2013年に5歳ヌリ課程（保育園・幼稚園の共通課程）を3～4歳に拡大. ✓ 財源は中央政府, 市郡区. 0～2歳は税金, 3～5歳は幼児教育支援特例法（2017年から. それ以前は地方教育財政交付金） ✓ 保育の質管理・評価制度あり ✓ 保育所1日12時間運営から基本運営時間及び延長保育時間に分離運営化 ✓ 保育士配置基準改善計画（担当児童数軽減） ✓ 保育士勤務環境, 処遇改善 ✓ 事業所内保育所拡大（未履行強制金あり） ✓ 時間制保育（一時保育）拡大 ✓ 待機児童：ほぼなし（一部保育所の0歳班では発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育園・幼稚園の入園者数が増加しており, 公立保育園・幼稚園の建設を促進 ✓ 普遍的保育制度を開発・実施し, 場の建設のため中央財政基金を投資する ✓ 中央政府は, 農村部の保育総合指導センターの建設に投資し, 保育サービス提供のための訓練, 監督と指導を行う ✓ 地方政府が場所を無料で提供し, 運営補助金を交付し, 雇用主が育児サービスを提供することを支援 ✓ 総合所得税制度を改正し, 0歳から3歳までの子供のための支出を控除対象とする（1,000元/月, 2022年1月1日より） ✓ 保育施設に対する付加価値税の部分的免除

※1 0～5歳人口数は, 総務省統計局「人口推計」2022年のデータ.

※2 0～5歳人口数は, 韓国統計庁「将来人口推計」（2023年12月公表）2021年のデータ

3. 児童手当

児童手当制度は、日本・韓国では法律が制定されている。日本では1972年から児童手当制度が開始され、50年余りの歴史がある。法律の制定からしばらくは多子貧困家庭への支援の色合いが濃く、第3子以降での支給であったが、1990年代以降は少子化対策としての意味合いが強くなり、第1子、第2子への拡充や、金額の引き上げが行われてきた。韓国は2019年に児童手当法が制定され、児童手当制度が始まった。韓国では、児童手当の他に、保育所非利用者向けに乳児手当（0・1歳児に月額30万ウォン、2025年までに50万ウォンに引き上げ予定）や出生奨励金（妊娠時100万ウォン、出生時200万ウォン支給）もある。中国では一部の地方のみで実施されており、全国に適用される児童手当制度はまだない。しかし、近年、中国では子育てのコスト軽減策を進めることが表明されており、全国的な児童手当制度の発足も検討課題として上がっていくものと考えられる。

表4 児童手当制度の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
法律	✓児童手当法（子ども・子育て支援法（2012年）にて、子ども・子育て支援給付2種類のうち、児童手当を「子どものための現金給付」として位置付け）	✓児童手当法（2019年）、乳幼児保育法（手当部分：2008年） ✓児童手当制度改編の検討	✓15の省が育児補助金制度の設立を提案 ✓一部の地域（四川省の攀枝花、甘粛省の臨沢県、湖南省の長沙市など、十数か所の地域）では、育児補助金の発行を開始
手当額	✓15,000円/月（3歳未満） ✓10,000円/月（3歳以上小学生以下） ✓15,000円/月（3歳以上小学生以下第3子以降） ✓10,000円/月（中学生）	✓児童手当：10万ウォン/月（8歳未満）	✓月額500元/人（四川省攀枝花） ✓第2子月額500元、第3子月額1,000元（温州龍湾区） ✓第2子年額5千元、第3子3歳まで1万元（甘粛省林澤） ✓一時保育補助金1万元（湖南省長沙市）
財源	✓国・都道府県・市町村・事業主	✓国・市道・邑洞面	✓地方財政/雇用主

4. 若者の経済的自立支援

若年層の経済状態の悪化は、3か国共通の少子化要因として重要視されており、これに対応した政策として、若者を対象とした雇用・労働政策が多数挙げられている。若年層の経済力の向上は、結婚や子どもを持つハードルを下げると考えられ、少子化対策の中でも重要な位置を占めている。

3か国とも、若者の雇用対策が中心である。韓国は、高学歴化が進んでいるにも関わらず、大卒者であっても卒業後の就職に苦勞する現実があり、雇用対策や職業訓練にとどまらない広範な支援策を提示している。中国でも同様に若者の就職難が社会問題となっており、この分野の施策には力を入れている。

表5 若者の経済的自立支援策の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
人材育成・資産形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ライフイベントを踏まえたキャリア教育の推進 ✓ 若者の能力開発・キャリア形成促進（ジョブカード、技能検定受験料減免、キャリア形成促進助成金活用等）、キャリア教育・就職支援・学び直し等の一貫支援 ✓ 結婚・子育て資金、教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 青少年のセーフティネット政策（相談・援助・保護・医療・学業・自立、退学支援等） ✓ 若者の進路探索の支援と中核人材育成（「未来中核実務人材（K-Digital Training）」の要請、若年の主力産業従事者へのAI教育、若者文化・芸術人材育成支援と）韓国型ギャップイヤーの活性化 ✓ 若年者の資産形成支援（中小企業就業者の長期勤続支援、学生ローン返済負担軽減等） ✓ 卒業・就職で精神的健康のリスクが増加した若者への支援 ✓ 青年基本法施行と政府委員会への若年層の参加拡大を通じた国政運営への若年層参加 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国共産党中央委員会・国務院「若者の雇用と起業家精神」に関する特別な章を含む「中長期の若者育成計画（2016-2025）」（2017年発表）
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若者の雇用の安定（わかものハローワーク、公的職業訓練等） ✓ 正社員転換・待遇改善 ✓ 若者雇用促進法（2015年）による、職場情報の積極的提供（雇用ミスマッチの解消）、ハローワークにおける求人不受理（法令違反事業所の弾き出し）、ユースエール認定制度（若者採用・育成に積極的な中小企業を認定） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若者雇用支援（青年追加雇用奨励金、未就業者への就労支援、デジタル産業への就業支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若者の雇用と起業を促進するための政策システムの改善、積極的な雇用政策、起業支援、若者の雇用統計指標システム改善 ✓ 青少年雇用研修プログラム、無料の公共雇用サービスの完全実施、長期失業中の若者の就職支援、就職指導、就職情報、就職インターンシップ、就職支援等のサービス ✓ 若者の職業訓練の強化、職業訓練補助金政策の実施 ✓ 若者の雇用権と利益の保護を強化（労働安全監督、労働紛争の解決支援、労働市場の監督強化と公正な雇用環境の整備、失業保険、社会扶助など雇用の連携メカニズムの改善）
起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若者に特化したものではないが、経産省のスタートアップ支援、日本政策金融公庫による女性、若者／シニア起業家支援資金など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若者の分野起業支援の拡大（民間主導型、理工系大学院生、伝統文化など） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 若い起業家のプラットフォームの確立、トレーニングとカウンセリングによる意識とスキルの向上、起業のための第三者総合サービスシステムの構築、金融サービス、銀行ローンなどの間接的な資金調達方法の最適化

5. 不妊治療支援

3 개국とも、晩婚化・晩産化が進んでおり、妊娠を企図する年齢が高齢化して、個々のカップルが不妊のリスクに直面することが増えている。日韓では不妊治療に対する支援は拡充しており、韓国では2017年から、日本では2022年から不妊治療に保険適用を開始した。韓国では第4次計画の補完計画で不妊治療の自己負担分への支援の所得制限撤廃推進を掲げており、ソウル市等で順次実施されている。中国は、日本・韓国と比べてまだ第1子平均出生年齢が低いものの、急速に晩産化が進んでいることから、不妊治療への支援は注目されてきている。表6にあるように、北京市など一部の地域で不妊治療の保険適用が開始されたものの、すぐに停止されるなど、まだ試行錯誤の状態にある。

表6 不妊治療支援策の比較：日本・韓国・中国

日本	韓国	中国
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022年4月より保険適用（自己負担3割、ただし保険適用は治療開始時43歳未満） ✓ 対象治療法はタイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊手術で、第三者の精子・卵子等を用いた治療は対象外。 ✓ 治療開始時に妻の年齢43歳未満、事実婚夫婦も保険適用（認知意向ありの場合） ✓ 不妊専門相談センターの整備 ✓ 不妊治療と仕事の両立支援 ✓ 不妊治療連絡カードの活用（治療中の労働者と企業の円滑なコミュニケーションを促進） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2017年10月より健康保険適用（自己負担は45歳未満3割、45歳以上5割） ✓ 2010年より否定的ニュアンスがある「不妊」から「難妊」という言葉に変更 ✓ 自己負担分について所得基準（中位所得180%以下）を満たす人々を対象に難妊夫婦施術費支援事業あり（新鮮胚最大9回、凍結胚最大7回、人工授精最大5回、施術ごとに支援金申請可能） ✓ 難妊憂鬱相談センターを整備（医療機関に委託） ✓ 難妊施術費支援等の制度は2019年より事実婚夫婦も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家衛生健康委員会は、生殖補助医療機関を規定：「生殖補助医療の適用計画に関する指導原則（2021年版）」「生殖補助医療サービス機関および人員の管理の強化に関するいくつかの規定」 ✓ 2022年2月、北京市は人工授精、体外受精、胚移植など16項目を医療保険に含めたが、4月中旬、北京市医療保険局は生殖補助医療サービスの医療保険による支払いを停止した（中国医療保険局による医療保険の費用増大につながるという判断）

6. 住宅支援

少子化対策において、住宅の取得が困難であるという問題は、韓国と中国で先行して顕在化した。不動産投機などにより、都市圏で住宅価格が高騰して、若年層の住宅事情が悪化した。韓国・中国では結婚時の住居を男性側が用意する慣習が残っており、結婚や子どもを持つ際の大きなハードルになっていると言われる。日本では、これまでの少子化対策で住宅施策はそれほど大きく扱われてこなかったが、2023年になって政府の少子化対策に関する情報発信の中で住宅支援が大項目の一つとして挙げられるようになった。少子化対策の一分野として「住宅政策」の重要性は認識されつつあり、今後、新婚夫婦や子育て中の夫婦に対してだけでなく、若者に対する住宅施策も打ち出されていく可能性がある。

表7 住宅支援の比較：日本・韓国・中国

	日本	韓国	中国
若者	<ul style="list-style-type: none"> ✓若者向けの住宅政策は乏しく、親の家での同居者が多いことや、住宅ローン供給による持ち家政策が主流であったこともあり見過ごされてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓若年者向け賃貸住宅の供給（青年幸福住宅、寮型青年住宅や買取リフォーム、チョンセ※賃貸住宅など） ✓住宅保証金・家賃の支援強化（若年者専用の資金融資や家賃ローン、チョンセ保証金返還保証料支援） 	—
結婚時	<ul style="list-style-type: none"> ✓結婚新生活支援事業（2016年度～）：新婚世帯（所得制限、年齢制限あり）に対する婚姻にともなう新規住宅取得（賃貸）や引っ越しにともなう経費の一部を補助。地方自治体の事業で2020年に実施した自治体は、非大都市圏を中心に289（1718市区町村の16.8%）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓第3次低出産・高齢社会基本計画：①青年・予備夫婦住居支援強化（多様な青年住宅供給拡大）、②学生夫婦住居与件改善（青年賃借世帯住居費支援強化）、③新婚夫婦の住宅用意資金支援強化（新婚夫婦仕立て賃貸・分譲住宅供給拡大）、④新婚夫婦仕立て賃貸（幸福）住宅供給（子育ての良い住居インフラ整備） ✓新婚夫婦と6歳未満児のいる世帯に公共住宅供給・金融支援 	<ul style="list-style-type: none"> ✓不動産価格高騰の抑制
子育て時	<ul style="list-style-type: none"> ✓多子世帯への配慮・優遇 ✓融資・税制を通じた子育て世帯への住宅取得支援 ✓良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進（地域優良賃貸住宅制度、民間供給支援型賃貸住宅制度等） ✓公的賃貸住宅での子育て世帯の当選倍率優遇等 ✓公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備推進 ✓街なか居住（職住近接）推進 ✓新たな住宅セーフティネット制度の推進（改正住宅セーフティネット法） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓多子世帯（子ども3人以上）への良質な公共住宅の供給増加と優先的入居、居住期間の拡大、家賃負担軽減・住宅ローン優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ✓「積極的な出生支援対策の一層の充実と実施に関する指導的意見」：多子世帯の住宅賃貸や持ち家購入への支援推進（住宅積立金の融資額の優遇等） ✓一部の市では第二子のいる家庭にセカンドハウスの購入制限解除（通常、セカンドハウスは購入制限あり） ✓住宅都市農村開発省は、2人以上の子どもを持つ家族に公営賃貸住宅提供を支援（部屋数確保、住替時の便宜供与等）

※チョンセ：韓国独特の制度で、一定のまとまった金額を大家に「保証金」として預ける代わりに、契約期間（1～2年）の毎月の家賃支払いが免除される。

7. 結婚支援

少子化の進展において、未婚化、晩婚化の進行の影響が大きいことは認識されてきたが、結婚を促進する政策は位置付けや具体策の提示が困難であり、若者の経済的自立支援や新婚時の経済的支援という形での支援以外は、それほど行われてこなかった。しかし、日本では2010年代以降、結婚支援が少子化対策の中でも重要な位置付けがなされるようになり、

どのような方策があるのか模索が続いている。政府として日本全国に適用されるような直接的なお見合い支援や婚活支援などは存在しないが、それに類する地方自治体の取り組みに対して費用補助は行っている。また、個々人のライフコースにおいて結婚や出産をどう位置付けていくかということを考えるライフプランニング支援事業を補助するという形での支援も展開している。

韓国でも、自治体によって直接的な結婚支援は行われているが、中央政府による施策は行っていない。中国でも、結婚の減少は問題視されており、若年層の結婚に関する意識の啓発、結婚時に行われる彩礼金という慣習の行き過ぎの防止、出会いの場の整備等が検討されているが、中央政府による施策は行われていない。

表 8 結婚支援策の比較：日本・韓国・中国

日本	韓国	中国
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体による結婚支援の取り組みに対する支援（出会い機会の提供、結婚相談、支援者養成、新婚夫婦へのスタートアップ支援等） ✓ 移住者促進の面があり、地方の方が手厚い施策 ✓ 地域少子化対策重点推進交付金による結婚支援のAI活用（AIを始めとするマッチングシステムの高度化を含む、2020年度11.8億円、2021年度8.2億円） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出会い支援等は中央政府では明示的に行っていないが、一部の地方公共団体では行っている。 ✓ 結婚支援は結婚前と結婚後に分けられ、結婚前は主に住居支援やお見合いパーティー支援、結婚後は住居支援や結婚祝い金を支給（100万～1,000万ウォン） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2017年、中国共産党中央委員会と國務院は、青少年の結婚と愛に関する特別な章を含む「中长期青少年發展計画（2016-2025）」を發表（若者の結婚、家族、リプロダクティブヘルスサービスの改善） ✓ 1.若者の結婚観、恋愛観、家族観の教育と指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> • 高校教育システムに愛と結婚の教育を取り入れ、若者が結婚と愛についての文明的で健康的で合理的な見方を確立するように導く。 • マスメディアにより、結婚と愛の肯定的な概念や世論を形成する。 • 婚姻届や証明書の発行、集団結婚式など文明的で儉約的な結婚式のエチケットを提唱する。 • 若者が正しい家族概念を確立するように導く（高齢者尊重、男女間の平等、夫婦間の調和、地域の団結、優れた家庭教育と家族の伝統の継承など） ✓ 2.結婚や交際の支援 <ul style="list-style-type: none"> • 未婚高齢者等への婚活サービスを中心に、健全な青少年の育成と交流活動を支援する。 • 既存の若者の出会い系情報プラットフォームを標準化し、信頼性の高い新たなプラットフォームを立ち上げる。 • 結婚サービス市場を法規制し、婚姻信託や婚姻詐欺などを厳重に取り締まる。 • 労働組合、共産青年団、婦人連合などの社会組織を通じて若者が結婚し、友人を作る機会を提供する。

VI. まとめと考察

本稿では、日中韓の少子化の状況と少子化対策の進展・現状について論じた。最後に、内容のまとめと考察、および今後の課題について述べる。

少子化の現状では、3か国とも合計出生率は低下基調にあり、とりわけ韓国では5年以上1を下回るなど厳しい状況にある。いずれの国でも、晩婚化・晩産化が進んでおり、さらに再生産可能年齢層の女性人口が減少局面に入っているため、出生率・出生数ともに減少トレンドとなっている。少子化を推し進めている社会・経済的、文化的要因としては、要約して列挙すると、若年層の経済状態の悪化や格差拡大、仕事と家庭の両立の困難、根強い性別役割分業意識の残存（ジェンダー不平等）、教育を筆頭とした子どもの養育に関わる親の負担増大、住宅取得の困難化、不妊の増大、旧来的な結婚・出産規範の後退による選択の多様化などが3か国で共通して指摘されている。ただし、これらの要因の困難の程度や細かい内実は、歴史的背景や社会制度・慣行の違いから各国で異なる点もある。結婚・出産の先送りという行動変化は共通して生じているが、その背景は単純なものではなく、それぞれの社会経済構造と、人々の結婚・出産・家族・ジェンダーに関する価値観の変化が相まって、それらが複合的に反映して少子化を推し進めている。

少子化対策への本格的な取り組みは、日本では1990年代、韓国は2000年代から始まり、中国では2010年代から一人っ子政策の部分的な緩和が始まった。中国は2010年代の後半に出生抑制の方針が変化し、2021年をもって明確に出産奨励の方向へ転換したばかりで、今後、「少子化対策」と呼べるような政策のまとまりが形作られていくだろう。

主な施策分野（産前産後休業、育児休業、保育サービス、児童手当、若者支援、不妊治療支援、住宅支援、結婚支援）について3か国の比較を行ったが、日本と韓国では似た施策が多数行われている。一方、中国は、育児休業制度、児童手当制度、保育サービスの整備、不妊治療支援といった分野では制度や対策が確立しておらず、今後の課題となっていた。

日中韓3か国とも、他の先進諸国において共通にみられる「親になることの先送り」が少子化進展のおもな理由であるが、この「先送り」をある程度一時的なもので収束させられるか、それとも多くの若者が出生意欲はあっても先送りせざるを得ず、あるいは結婚・出産に関心を失って「永遠の先送り」を行い、非婚化・無子化も進むかは、若い世代が直面している困難をいかに軽減し、多くの若者が将来展望を持てる社会にしていけるかにかかっている。将来展望がある社会にしていくために、各国とも大きな方向性として、若年世代の経済基盤を強化し、固定的な性別役割分業を基礎とした社会から脱却し、共働きでも子育てしやすい社会を構築することを目指している。そして、各国の実情に応じて、この方向性に合致する政策を展開し、共働き・子育てを実現するべく、社会構造を変えていくことに挑んでいる。少子化対策の本格的実施がこれからである中国にとっては、日本と韓国の少子化対策に掲げられている制度やサービスの具体的な設計や、各施策の抱える課

題を知ることは、今後の政策の立案と実施において参考になるだろう。

日本は1995年から約30年間、韓国は2005年から約20年間、上述の方向性で少子化対策を展開し、政策の数も財政投入も増やしてきた。しかし、両国とも少子化の流れは変えられていない。単に出生タイミングを変えるだけでなく、生涯を通じた出生数増加のような真の意味での政策効果を得るには安定的・長期的に施策を実行・改善し続けていくしかないが、その間に社会経済環境は刻々と変わり、政策効果が見えにくくなる場所に少子化対策の難しさがある。例えば、日本ではこの30年間で社会全体のジェンダー役割観も徐々に変化し、ようやく共働きを志向した諸制度と社会規範のすり合わせが可能になってきたが、その間に若い世代では非正規雇用が増加し、整備・拡充してきた両立支援策が届きにくい層が拡大してしまった。韓国では、経済危機後に社会経済環境が大きく変わり、若い世代のリベラルな価値観と、性別役割分業意識が強い年長世代との価値観の衝突が激化し、結婚・出産を支援する諸制度を整えてきたにも関わらず、そもそも結婚・出産に対する特に女性の忌避感が高まってしまった。

世界はますますネットワークで密につながり合い、情報通信技術の急速な発達で環境問題、紛争や戦争、大規模災害などの不安な情報が世界規模で「見える化」され、新しい技術が次々と生活環境を変えていっており、人々は将来の不確実性を強く感じる機会が増えている。そうした中で、若い世代では自らの生き残りをかけて自己投資に励んで次世代をはぐくむ余裕がなくなったり、特に東アジアでは、将来が不安だからこ子どもへの愛情が「熱心な教育投資」に向き、子育ての負担を増大させたりしている。人々の出生行動を変えるためには、少子化対策の枠組みを超えて、どう若い世代に安心して暮らせる社会を見せられるかという、より広い視点で考える必要がますます高まっている。

少子化対策をどのように政策評価し、長期的視点で安定的な実施を確保していくか、そして、「若い世代が将来展望を持てる社会の構築」には少子化対策でこれまで扱ってきた分野を超えた取り組みが必要になってきていることについてどう対応するのか。これらの点は、日中韓3か国ともに知恵をしぼっていくべき、今後の共通の政策課題であるとともに、少子化対策の研究においても中核的な問いである。

(2024年4月12日査読終了)

付記・謝辞

本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）「日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究」（研究代表者：林玲子、課題番号：20BA2001）による研究助成を受けたものである。日中韓3か国のプロジェクト参加者の皆様に深く御礼申し上げます。特に、本稿の執筆にあたっては、代表者である林玲子 国立社会保障・人口問題研究所所長より貴重なコメントをいただいた。また、匿名の査読者より有益なご意見・ご指摘をいただき、本稿の内容を改善することができた。草稿を丁寧にお読みいただき、査読を行ってくださったことに深く感謝申し上げます。

参考文献

【英語文献】

- Berrington, A. (2004) "Perpetual Postponers? Women's and Men's and Couple's Fertility Intentions and Subsequent Fertility Behaviour," *Population Trends*, 117, pp. 9-117.
- Billari, F. C. and Kohler, H.-P. (2004) "Patterns of Low and Lowest-Low Fertility in Europe," *Population Studies*, 58:2, pp.161-176.
- Caldwell, J. C. and Schindlmayr, T. (2003) "Explanations of the Fertility Crisis in Modern Societies: A Search for Commonalities," *Population Studies*, 57:3, pp.241-263.
- Chang, P. Y., Oh, J. and Kim, Young-Mi (2023) "Opting out or left out? The gendered determinants of marriage in South Korea," *Journal of Marriage and Family*, DOI: <https://doi.org/10.1111/jomf.12935>.
- Chen, T., Hou, P., Wu, T. and Yang, J. (2022) "The Impacts of the COVID-19 Pandemic on Fertility Intentions of Women with Childbearing Age in China," *Behavioral Sciences*, 2022, 12, 335.
- Cheng, Yen-hsin Alice (2020) "Ultra-Low Fertility in East Asia: Confucianism and Its Discontents," *Vienna Yearbook of Population Research*, 18, pp.83-120.
- Jiang, W., Zhang, C., Zhuang, Y., Jiang Y. and Zhang, X. (2023) "Rising trend of childlessness in China: analysis of social and regional disparities with 2010 and 2020 census data," *BMJ Open*, 13(5), e070553.
- Kohler, H.-P., Billari, F. C. and Ortega, J. A. (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, 28:4, pp.641-680.
- Lee, Sam-Sik, (2009) "Low Fertility and Policy Responses in Korea," *The Japanese Journal of Population*, National Institute of Population and Social Security Research, 7:1, pp.57-70.
- Lim, Sojung (2021) "Socioeconomic Differentials in Fertility in South Korea," *Demographic Research*, 39, pp.941-978.
- Lu, R., Gauthier, A. and Stulp, G. (2023) "Fertility preferences in China in the twenty-first century," *Journal of Population Research*, 40(2), Article No.8.
- Matsuda, S., Sasaki, T., Shin, J. and Bae, J. (2023) "Deterioration in youth employment, social contexts, and marriage decline in Japan and South Korea," *Asian Population Studies*, DOI: <https://doi.org/10.1080/17441730.2023.2211402>.
- Seo, Seung Hyun (2019) "Low fertility trend in the Republic of Korea and the problems of its family and demographic policy implementation," *Population and Economics*, 3(2), pp.29-35.
- Sobotka, T. (2017) "Post-Transitional Fertility: The Role of Childbearing Postponement in Fuelling the Shift to Low and Unstable Fertility Levels," *Journal of Biosocial Science*, 49, S20-45.
- Sobotka, T. and Beaujouan, É. (2014), "Two Is Best? The Persistence of a Two-Child Family Ideal in Europe," *Population and Development Review*, 40(3), pp.391-419.
- Statistics Korea (2021) *Population Projections for Korea (2020-2070)*.
- Tsuya, N. O., Choe, M. K. and Wang, F. (2019) "Socioeconomic Factors of Fertility Change," Tsuya, N.O., Choe, M.K. and Wang, F. (eds.), *Convergence to Very Low Fertility in East Asia: Processes, Causes, and Implications*, SpringerBriefs in Population Studies, Springer.
- United Nations (2022) *World Population Prospects 2022*. (<https://population.un.org/wpp/>)
- Yang, S., Jiang, Q. and Sánchez-Barricarte, J. J. (2022) "China's fertility change: an analysis with multiple measures," *Population Health Metrics*, 20(1), Article no. 12.
- Zhang, J., Li X. and Tang J. (2022) "Effect of public expenditure on fertility intention to have a second child or more: Evidence from China's CGSS survey data," *Cities*, 128, 103812.
- Zhou, M. and Guo, W. (2023) "Sooner, Later, or Never: Changing Fertility Intentions Due to Covid-19 in China's Covid-19 Epicentre," *Population Studies*, 77(1), pp.123-140.

【日本語文献】

- 阿藤誠 (2005) 「少子化をめぐる研究の課題と展望」『人口学研究』第37号, pp.1-9.
- 韓松花・相馬直子 (2016) 「韓国の少子化対策」『季刊家計経済研究』109, pp.54-74.
- 金子隆一 (2014) 「少子化の構造と動向—40年の過程が問うもの」『調査季報』175, 横浜市, pp.50-53.
- 金敬哲 (2019) 『韓国 行き過ぎた資本主義: 「無限競争社会」の苦悩』講談社現代新書.
- 金明中・張芝延 (2007) 「韓国における少子化の現状とその対策」『海外社会保障研究』160, pp.111-129.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) 『日本の将来推計人口—令和3 (2021) ~52 (2070) 年—附: 参考推計 令和53 (2071) ~102 (2120) 年 (令和5年推計)』厚生労働統計協会.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023b) 『現代日本の結婚と出産—第16回出生動向基本調査 (独身者調査ならびに夫婦調査) 報告書』厚生労働統計協会.
- 小浜正子 (2019) 「中国の人口政策」比較家族史学会監修, 小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史—せめぎあう家族と行政 (家族研究の最前線④)』日本経済評論社.
- 小浜正子 (2020) 『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会.
- 笹野美佐恵 (2023) 「韓国社会におけるジェンダー革命と少子化—世界最低出生率の背後で何が起きているのか—」『人口問題研究』79(2), pp.107-132.
- 鈴木透 (2009) 「韓国の極低出生力とセロマジプラン」『人口問題研究』65(4), pp.8-28.
- 鈴木透 (2016) 「東アジアの低出産・高齢化とその影響」『人口問題研究』72(3), pp. 167-184.
- 鈴木透 (2019) 「韓国・台湾の人口政策」比較家族史学会監修, 小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史—せめぎあう家族と行政 (家族研究の最前線④)』日本経済評論社.
- 相馬直子 (2016) 「韓国の低出産・高齢化対策: ダブルケア時代への包摂的な少子高齢化対策を考える」『人口問題研究』72(3), pp.185-208.
- 曹成虎 (2017) 「韓国の家族およびジェンダー役割の変化と現状」『家族社会学研究』29(2), pp.180-188.
- 曹成虎 (2022) 「韓国における人口の現状と政策の流れ」厚生労働行政推進調査事業費補助金『日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究』(研究代表者: 林玲子) 令和3年度総括研究報告書, pp.193-203.
- 春木育美 (2020) 『韓国社会の現在: 超少子化、貧困・孤立化、デジタル化』中公新書2602.
- 林玲子 (2023) 「日中韓少子高齢化施策の推移と実態—比較の視座から—」『人口問題研究』第79巻第4号, pp. 280-304.
- 林玲子, 守泉理恵, 竹沢純子, 小島克久, 佐藤格, 盖若琰, 中川雅貴, 菅桂太, 坂本大輔, 矢野正枝, 横山真紀, 佐々井司, チョ・ソンホ (曹成虎), キム・ドフン (金道勲), ヤン・ミソン (梁美善), キム・セロム, キム・インハン (金仁煥), ユン・ソクミョン (尹錫明), 于建明, 于洋, 何文炯, 湯夢君, 劉冬梅, 麻薇, 袁涛, 史毅, 王暉, 蔚志新, 張翠玲, 張莉, 賈国平, 張蕾, 劉鴻雁, 賀丹 (2023) 「日中韓少子高齢化施策要素表 (少子化・介護・年金)」(日本語版) 厚生労働行政推進調査事業費補助金 (地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業) 『日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究』(課題番号20 BA2001, 研究代表者 林玲子), pp.162-210.
- 裴海善 (2012) 「韓国の少子化と政府の子育て支援政策」『アジア女性研究』21, pp.24-41.
- 彭希哲 (2022) 「中国の人口推移傾向と今後の展望」『社会保障研究』6(4), pp.374-388.
- 松江曉子 (2009) 「韓国における少子化対策」『海外社会保障研究』167, pp.79-93.
- 守泉理恵 (2019) 「近年における「人口政策」—1990年代以降の少子化対策の展開」比較家族史学会監修, 小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史—せめぎあう家族と行政 (家族研究の最前線④)』日本経済評論社.
- 守泉理恵 (2023) 「韓国の少子化の進展と第4次低出産・高齢社会基本計画にみる少子化対策」『社会保障研究』8(2), pp.119-130.
- 守泉理恵・中村真理子 (2021) 「日本における結婚・出産とキャリア形成」永瀬伸子・寺村絵里子編『少子化と女性のライフコース』人口学ライブラリー19, 原書房, pp.67-93.
- 李蓮花・張継元 (2022) 「中国の少子化対策—日韓との比較を踏まえて—」『社会保障研究』6(4), pp.439-453.

【中国語文献】

- 陈卫 [陳衛] (2019) 「中国的两孩政策与生育率」 [中国の二人っ子政策と出生率] 『北京大学学报(哲学社会科学版)』第5期, pp. 57-68.
- 陈卫 [陳衛]・刘金菊 [劉金菊] (2021) 「近年来中国出生人数下降及其影响因素」 [近年の中国における出生数の減少とその要因] 『人口研究』第45卷第3期, pp. 57-64.
- 庄亚儿 [莊亜兒]・姜玉・李伯华 [李伯華] (2021) 「全面两孩政策背景下中国妇女生育意愿及其影响因素—基于2017年全国生育状况抽样调查」 [全面的な二人っ子政策下における中国女性の出産意向とその影響要因] 『人口研究』第45卷第1期, pp. 68-81.
- 原新・范文清 (2022) 「人口负增长与老龄化交汇时代的形势与应对」 [人口減少と高齢化の時代における現状と対策] 『南开学报(哲学社会科学版)』2022年第6期, pp. 1-10.

【韓国語文献】

- 대한민국정부 [大韓民国政府] (2020) 『제4차 저출산·고령사회기본계획 2021-2025』 [第4次低出生・高齢社会基本計画]
- 한국보건사회연구원 [韓国保健社会研究院] (2021) 『2021년도 가족과 출산조사- (구) 전국 출산력 및 가족보건·복지실태조사』 연구보고서2021-50 [『2021年度家族と出産調査- (旧) 全国出生力及び家族保健・福祉実態調査』 研究報告書]
- 저출산·고령사회위원회 [低出生・高齢社会委員会] (2023) 『윤석열 정부 저출산·고령사회 정책 과제 및 추진 방향』 [尹錫悅政府 低出生・高齢社会の政策課題及び推進方向]

An International Comparison of Fertility Decline and Policy Responses in Japan, China, and South Korea

MORIIZUMI Rie

This study is an international comparison of the development and causes of declining fertility and policy responses in Japan, China, and South Korea. These three countries differ in the timing of when the total fertility rate reached a state of persistently below the population replacement level, the speed of change in fertility-related indicators, and the timing of when governments began to address policies against declining fertility. However, they all share the fact that the declining birthrate is due to "postponement of marriage and childbearing," and that the factors behind this decline include the weakening of the economic base of the younger generation, difficulties in balancing work and family under the persistent gender role division of labor, gender differences in the burden of housework and childcare, changing views on marriage and family, and fierce educational competition. While a number of policies have already been proposed and implemented in Japan and South Korea, efforts in China are still in their infancy. All three countries have adopted the direction of shifting to a society in which it is easier to "work and raise children together" as a solution to the declining birthrate, and this requires changes in the social structure in each country. It is important to share information and conduct research on this difficult policy issue in each country.

Keywords: low fertility, family policy, Japan, China, South Korea